

京都市消防局訓令乙第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

京都市消防局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(京都市消防局事務分掌規程の一部改正)

第1条 京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第1条庶務課の項中「, 室」を削り, 同条企画課の項第4号ただし書を削り, 同条施設課の項第11号中「及び防災行政無線施設」を削る。

第3条情報通信課の項第5号中「及び防災危機管理室」を削り, 同項第6号中「及び防災行政無線施設」を削り, 同項第8号中「及び防災行政無線」を削る。

第4条指令課の項第6号中「, 消防救助課及び防災危機管理室」を「及び消防救助課」に改め, 同条装備課の項第4号中「, 防災行政無線施設」を削る。

第5条を削り, 第6条を第5条とする。

第7条中「室長」を「校長」に改め, 「及び室」を削り, 同条を第6条とする。

第8条を第7条とし, 第9条を第8条とする。

(京都市消防局担当局長等専決規程の一部改正)

第2条 京都市消防局担当局長等専決規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市消防局部長等専決規程

第1条中「担当局長, 部長, 室長」を「部長」に, 「担当局長等」を「部長等」に改める。

第2条第1項及び第2項中「担当局長等」を「部長等」に改め, 同条第3項中「担当局長等」を「部長等」に改め, 「, 室」を削る。

第3条中「担当局長等」を「部長等」に改める。

第4条第1項中「担当局長等」を「部長等」に改め, 同条第2項中「, 室長」及び「(以下「部長等」という。)」を削り, 「当該部長等」を「当該部長若しくは校長」に改め,

「，室」を削る。

第5条及び第6条中「担当局長等」を「部長等」に改める。

第7条第1項を削り，同条第2項本文中「部長等」を「部長又は校長」に改め，同項ただし書中「，室」を削り，「部長等」を「部長又は校長」に改め，同項を同条第1項とし，同条第3項ただし書中「，室」を削り，同項を同条第2項とし，同条第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1担当局長の項を削り，同表部長，室長及び校長の項中「，室長」を削り，同表課長(予防課長，指導課長，違反对策課長，防災課長及び危機管理課長を除く。)の項中「，違反对策課長，防災課長及び危機管理課長」を「及び違反对策課長」に改め，同表予防課長，指導課長，違反对策課長，防災課長及び危機管理課長の項中「，違反对策課長，防災課長及び危機管理課長」を「及び違反对策課長」に改める。

別表第2総務部長の項第1号中「及び室長」を削り，「，違反对策課長，防災課長及び危機管理課長」を「及び違反对策課長」に改め，同項第3号中「職員」の右に「(部長，校長及びこれに準じる者並びに消防署長を除く。次号において同じ。)」を加え，同表安全救急部長の項第5号中「及び防災行政無線施設」を削り，同表防災危機管理室長の項を削り，同表情報通信課長の項第1号中「及び防災行政無線施設」を削り，同表装備課長の項第1号中「，防災行政無線施設」を削り，同表防災課長の項及び危機管理課長の項を削る。

(京都市消防吏員服制規程の一部改正)

第3条 京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

別表第1第10図1(3)中「防災危機管理」を「消防救助」に改める。

別表第2付属品の項中

腕章	査察腕章	赤色の布地に，2条の白色の線を入れる。 形状は，第14図(1)のとおりとする。	を削
	防火運動腕章	赤色の布地に，「防火運動」の文字を白色で入れる。 形状は，第14図(2)のとおりとする。	

り，同表第14図を削る。

(京都市消防局公印規程の一部改正)

第4条 京都市消防局公印規程の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「，室（防災危機管理室をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「，室長（防災危機管理室長をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1部，室及び学校印の項中「，室」を削り、同表部長，室長及び学校長印の項中「，室長」を削る。

別表第2部印，室印，学校印，部長印，室長印及び学校長印の項中「，室印」，「，室長印」及び「，室」を削る。

（京都市消防局における訓令等に用いる用語の定義に関する規程の一部改正）

第5条 京都市消防局における訓令等に用いる用語の定義に関する規程の一部を次のように改正する。

本則各号中「，室」を削る。

（京都市消防職員事務引継規程の一部改正）

第6条 京都市消防職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

（京都市消防職員訓戒規程の一部改正）

第7条 京都市消防職員訓戒規程の一部を次のように改正する。

第6条中「，室」を削る。

（京都市消防職員出勤簿等に関する規程の一部改正）

第8条 京都市消防職員出勤簿等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中「，室」を削る。

（京都市消防職員の服務に関する規程の一部改正）

第9条 京都市消防職員の服務に関する規程の一部を次のように改正する。

第10条及び第24条中「，室長」を削る。

（京都市消防局統括監察員等設置規程の一部改正）

第10条 京都市消防局統括監察員等設置規程の一部を次のように改正する。

第1条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中
「警防部消防救
防災危機管理

助課長
室防災課長」を「警防部消防救助課長」に改める。

第2条第3項中「室，消防学校」を「，校」に改める。

(京都市消防職員教育規程の一部改正)

第11条 京都市消防職員教育規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「，室」を削る。

第10条第1項中「，室」を削り，同条第2項中「，室にあつては室長が指名する課長」を削る。

第11条第1項中「，室」を削り，同条第2項中「，室」を削り，「，係長」を「係長」に改める。

第16条中「及び室長」を削る。

(消防体育に関する規程の一部改正)

第12条 消防体育に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「，室」を削る。

(消防研究推進規程の一部改正)

第13条 消防研究推進規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「，室」を削る。

(京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部改正)

第14条 京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第2司令部の項中「防災危機管理室」を「行財政局防災危機管理室」に改める。

(京都市消防震災警防規程の一部改正)

第15条 京都市消防震災警防規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(防災危機管理室を除く。)」を削る。

第16条第2項中「気象庁発表があつた」を「第1号震災警防態勢以上の震災警防態勢又は震災警戒警防態勢を発令した」に改める。

(京都市消防水災警防規程の一部改正)

第16条 京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(防災危機管理室を除く。)」を削る。

第10条の表気象庁が市域に大雨，洪水又は暴風に関する気象警報(以下「警報」という。)を発表し，かつ，小規模な水災が発生した場合において，局本部長が必要と認めたとき。の項中「，かつ，小規模な水災が発生した場合において」を削る。

第12条に後段として次のように加える。

この場合において、局本部長は、必要があると認めるときは、水災警防本部の組織、編成等について当該区分以外の警防態勢を敷くことができるものとする。

第14条に次の1項を加える。

- 2 局本部長は、第1号水災警防態勢以上の警防態勢が発令された場合における一部の職員の応召場所については、当該職員が勤務する所属以外の所属を指定するものとする。

(京都市消防局通信規程の一部改正)

第17条 京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

第4条中「, 室」を削る。

(京都市消防局電子計算機処理データ保護管理規程の一部改正)

第18条 京都市消防局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号及び第8条第2項第1号中「, 室」を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)